

エアコン設置に係る電気工事関係法規制

下記を行う作業は法規制がかかります

【**軽微な作業**】 電気工事士資格は**不要**、電気工事業登録又は届出が**必要**

【**電気工事**】 電気工事士資格が**必要**、電気工事業登録又は届出が**必要**

他配管と一体化(配管ダクト、化粧テープ巻等)した内外
接続電線を壁等に固定する作業【**軽微な作業**】
内外接続電線を壁等に直接固定する作業【**電気工事**】

室内機への内外接続電線の差込作業
【**軽微な作業**】
600V以上の同上作業【**電気工事**】

コンセント増設、専用回路敷設、
電圧切替、ブレーカー交換等の作業
【**電気工事**】

配管穴(金属製以外)を取り付ける作業【**軽微な作業**】
配管穴(金属製)を取り付ける作業【**電気工事**】

配管内部が容易に確認できる配管穴に接続電線(他配管
と一体化したものを含む)を通す作業【**軽微な作業**】
配管内部が容易に確認できない配管穴(隠ぺい配管)に
接続電線(他配管と一体化したものを含む)を通す作業
【**電気工事**】

内外接続電線相互の
接続【**電気工事**】

室外機への内外接続電線の差込作業
【**軽微な作業**】
600V以上の同上作業【**電気工事**】



ア)と接地線の接続(600V以下)、接地端子の接続
【**軽微な作業**】

イ)と接地線の接続(600V超)、接地線相互の接続、
接地線と接地極の接続、接地極の埋設【**電気工事**】

